

## 苦情処理措置・紛争解決措置について

青木信用金庫

平成31年4月1日

苦情処理措置	<p>本商品の相談・苦情等は、当金庫営業日に、営業店または営業統括部（9時～17時、電話：048-251-8717）にお申し出ください。</p>
紛争解決措置	<p>東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、埼玉弁護士会（電話：048-710-5666）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記営業統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）、関東地区しんきん相談所（電話：03-5524-5671）にお申し出ください。</p> <p>また、お客様から、上記の弁護士会（東京三弁護士会・埼玉弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。</p> <p>その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫営業統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>